

今回の諮問の内容について

いずれの国も自国の国内産業を保護する必要があるので、貿易に関する国策として、高い関税をかけたり、いろいろな形で貿易障壁を設けたりするといった、いわゆる保護貿易が存在して来た。しかし、行き過ぎると国際的な貿易を阻害することになり、結果として世界的なマイナス要因となる。そこで、中立的な科学的評価を基礎にした政策決定 (science based decision making) をすべきだという考え方があとられるようになった。最近の国際的な貿易ルールでは、政治的な判断でなく、安全性等に関する客観的な正当性を得るために、中立的、科学的な判断に基づこうというのが、1つの原則になっている。他方、国際貿易における障壁措置のひとつとして、政治的にリスク評価が利用される事態も起つてきた。リスク評価そのものが国際的な問題に絡み、時には国際貿易機関 (WTO) に提訴されるという事態も起きている。

確かに、リスク評価という科学的な分析は、しばしば貿易障壁に対する武器になっており、それは米国や欧州の食肉をめぐる対立（ホルモン剤や抗生物質の飼料添加など）を見れば理解できる。また、2005年に米国産牛肉の輸入に関して、日本側は全頭検査した肉でなければ安全性は確保できないと主張した。BSE 検査をしていない米国産の牛肉は、輸入禁止にするしかないと大臣が国会で答弁した。これに対して、当時の米国農務長官ジョハンズ氏は、即座に、「こうした日本的な評価は科学的に全く正当性がない (scientifically unjustified)」と言った。科学的根拠がないのだから、これは単純な貿易障壁措置以外の何ものでもない。従って、日本がこれを科学的であると主張するなら、WTO に提訴して国際パネルにかけるということを示唆したわけである。

農水省、厚労省も、あるいはたぶん外務省も、米国の主張のほうが科学的に正当だということはわかっていたはずである。従って、日本側としては、当時の BSE 検査で 20 カ月齢超であれば陽性を検出できる。しかし、20 カ月齢以下の牛では、まだ脳まで十分にプリオンが達していないので、検査しても検出できないという国内見直しの検討結果を受

け、米国に対して条件を出した。「20 カ月齢以下の牛肉で、プリオンの侵入してくる回腸遠位部と扁桃を含めた部分、及びプリオンが増幅する神経系（脳から脊髄まで）を、特定危険部位 (SRM) として取り除く」というものであった。それなら日本の牛肉と安全性は変わらないという結論で、それに日米が合意したという結果になった。

それから約 6 年が経過し、今回の諮問となった。今回の諮問は BSE 陽性国の米国、カナダの他に、フランス、オランダの 2 カ国、すなわち欧州が加わり、国内措置と国外措置を見直し、均一のルールにしようというものであった。

日本では今まで法律的に、屠畜場での検査では 20 カ月齢以下は、BSE 検査をしてもしなくても同じ（陽性牛を検出できない）という結論を受け、20 カ月齢超を検査していた。これを① 30 カ月齢超にした場合、リスクは変動するだろうかという諮問であった。②併せて SRM の範囲を、回腸遠位部と扁桃の他に、今まで全月齢の頭部、脊髄、脊柱としていたが、頭部、脊髄、脊柱を全月齢から 30 カ月齢超したらリスクは変動するか、という諮問であった。

米国、カナダについては、屠畜場では BSE 検査をしていないが、これまで輸入牛の月齢が 20 カ月齢以下だったので、検出できないという観点から、国内産牛肉と同等の安全性としてきたが、③この措置（20 カ月齢以下）を 30 カ月齢以下にまで延長してもリスクは変わらないか、④日本と同じように、頭部、脊髄、脊柱を、全月齢から 30 カ月齢超にしても、リスクは変動しないかということ。フランス、オランダについては、両国の屠畜場検査は 72 カ月齢超という高齢牛だけであり、特定危険部位に関しては、全月齢の腸と扁桃及び頭部、脊髄を 12 カ月齢超、脊柱については 30 カ月齢超を SRM として廃棄するということを自国で決めているが、これを⑤ 30 ヶ月齢以下の牛肉、⑥頭部、脊髄、脊柱を 30 カ月齢超にしても、無視出来るリスクに入るか？という諮問であった（図 2 今回の諮問）。これらの諮問に対し、そのすべてにイエスという答えを返した。その後、国内については BSE 検査月齢を 48 カ月まで上げたらどうかということを諮問され、これに対

してもイエスとしたのが、今回の食品安全委員会の結論であった。

1. 国内措置
① 検査月齢: と畜場で20ヶ月超から30ヶ月超とした場合のリスク比較 月齢規制あり(肉)
② SRM範囲: 頭部、脊髄、脊柱を全月齢から30ヶ月超とした場合のリスク比較
2. 国外措置(米国、カナダ)
検査月齢: と畜場で検査しない ③ 月齢規制: 20ヶ月齢以下から30ヶ月齢以下とした場合の輸入肉のリスク比較 ④ SRM範囲: 頭部、脊髄、脊柱を全月齢から30ヶ月超とした場合のリスク比較
3. 国外措置(フランス、オランダ)
検査月齢: と畜場検査、72ヶ月齢以上を実施している ⑤ 月齢規制: 輸入禁止を30ヶ月齢以下とした場合のリスクの比較 (オランダは12ヶ月齢以下、フランスは30ヶ月齢以下の輸入肉) ⑥ SRM範囲: 頭部、脊髄12ヶ月超、脊柱30ヶ月超(EU基準)を 全て30ヶ月超とした場合のリスク比較
* 検査月齢は健康と畜牛の検査

BSE リスク評価の経緯 : 1

図1「予防原則の適用条件3」にあった「同類の評価手法と一貫性を保つ」という項目については、この10年間、BSEのリスク評価は同じ方法を用いてきたわけではなかった。それぞれの評価過程で、新しいデータを入れ少しづつ評価手法を変えてきた。特に、BSEのように不確実性の多い感染症であって、背景リスクが変動する中では、必ずしも最初に実施した評価方法を一貫して使ってきていたわけではない。BSEプリオンが、どの様なルートでウシに侵入し、どの部位で留まり・増幅し、プリオンがどのように拡散していくのかという実験データ等が分かってくる中で、検証しながら、リスク評価方法は少しづつ進化してきた。

これまでのリスク評価手法を振り返ってみる。最初に行ったのは中間取りまとめで、自ら評価したのは、日本人に変異型CJD(vCJD)はどのくらい出るのだろうかということであった。この時は、日本独自の分析方法がなかったので、欧州で行ったEFSAの分析方法をそのまま使った。侵入リスクとして、輸入生体牛、肉骨粉、獣脂。国内の安定性として、レンダリングと飼料規制の条件という項目を評価対象

として、英国のvCJD発生予測をモデルに日本の発生数を予測した。日本では、2001年10月に完全飼料規制をする前に、5頭から35頭のBSE陽性牛が屠畜場にいき、人間が食べた可能性があった。それを、日本人のBSE感受性遺伝子の遺伝的背景を考慮に入れ、0.1～0.9人という数字を出した。

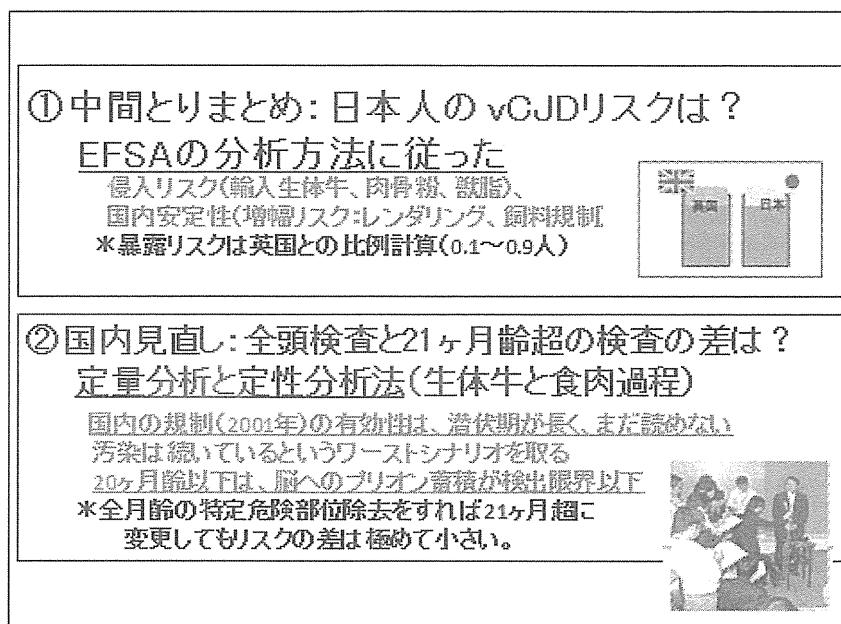
国内規制見直しで、屠畜場のBSE全頭検査と、全頭検査をやめて21ヶ月齢超の牛だけを検査する場合のリスクの比較では、定量分析法と定性分析法という2つの方法を試みた。この時は、食肉過程のリスクを一部評価の中に取り入れた。しかし、2001年にとったリスク回避の施策が本当にBSEを抑え込むのに有効だったかどうかは、2005年の段階ではまだ潜伏期中で読めない。従って、汚染は基本的に止まっているというワーストシナリオを使った。

BSEの汚染が止まらず継続しているという場合でも、20ヶ月齢以下では、感染牛の脳へのプリオン蓄積が検出限界以下である。従って21ヶ月齢超に変えてリスクの差はほとんどないという判断で、20ヶ月齢以下の若齢牛の検査は必要ないという結論を出した。BSE検査ではELISA法でスクリーニン

グをして、ウエスタン・プロット、病理変化、免疫染色のいずれかの方法で陽性であった場合に、BSE陽性牛と決定する。1次検査と2次検査というプロ

セスで確定診断を行ってきた

(図3 これまでのBSEリスク評価:1)。



BSE検査と科学者の見解

BSEの流行は、ほぼ終息するだろと思われるが、この間、BSE全頭検査の意義をめぐる対立があった。BSE検査は不要というグループと、検査は必要だとするグループの対立であった。BSE検査不要論は、検査でBSEは検出できない。検査とはあくまで管理がうまくいったかどうかを見る指標、すなわちサーベイランス（監視）である。だから、危険部位さえ除去すればよいのだという考え方である。他方、BSE検査必要論の立場の科学者は、陽性牛は検査で検出できる。だから感度を上げることが第一義である。食肉検査は安全性を確保する方法で、これはスクリーニング（選別）である。危険部位の除去はあくまで補助手段であるという、EFSAの最初の考え方と同じである。

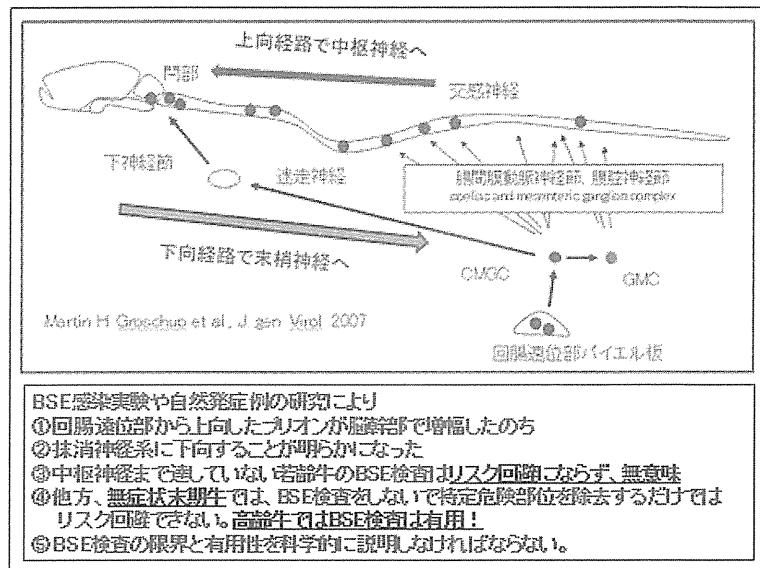
しかし、BSE全頭検査は、実のところ科学の議論より以前に政治主導で導入されたものである。これが、検査すればすべて検出できるのだという神話を生んだため、今でも消費者の中には、あるいは生産者の中には、これを信じている人がいる。

また、国内見直しの諮問も20カ月齢以下では検

出困難というリスク評価に対して、初めから政治判断で、3年間、若齢牛のBSE検査を延長すると決めた。その上で、リスク管理措置として求めてきたわけで、あの時、3年後に持ってくるべきであるという判断もあった。すでに政治決着をした後の諮問（リスク評価）であるので、政策決定のためには。答える必要がないという見識であり、それも1つの考え方であった。しかし、実際には民主党と自民党の中で、BSE全頭検査は結局、政争の具になり、すべての責任は地方自治体で各自自由に決めてよいという結果になった。科学者の意見も分かれ、平行線のまま結論が曖昧になってしまった。

その後、感染実験データを含め、多くの新しいデータが出てきた。経口感染したBSEプリオランは回腸遠位部のパイエル板で吸収され、腸管膜神経節、腹腔神経節、あるいは迷走神経を経由して上向性に延髄の門部に集まり、ここで増幅していく。神経回路を介して脳の他の部位に拡がると共に、脳の中で十分増幅したプリオランは、今度は下向性に末梢神経まで広まっていく。

(図4 BSE検査の限界と有用性の再評価)。



科学的事実により、回腸遠位部から上向したBSE プリオノンが一度脳幹部で増幅した後、末梢神経系に下向してくるというタイムコースが明らかになった。従って、中枢神経（門部）まで達していない若齢牛のBSE検査はリスク回避に役立たず、検査しても意味がない。これは、2005年の結論である。

しかし、無症状の末期牛では、BSE検査をしないで特定危険部位を除去しても、末梢神経まで下りてきたプリオノンのリスクは回避できない。従って、高齢牛でのBSEの検査は、有用である。BSE検査を実施し、陽性牛を焼却したほうがずっと安全なわけである。結果として、BSEの検査には限界がある（若齢牛）と同時に、検査には有用性があり（高齢牛）、2面性を持っているということになる。これは科学的には事実であるが、消費者にとって非常にわかりにくい。メディアには何回も説明したが、ほとん

どわかつてはくれなかつた。

研究者は最初の対立のまま互いに口をきかない状態で、誰も表立って説明しないまま、BSE全頭検査という言葉で今に至ってしまった。科学者として反省しなければならないところである。

BSEリスク評価の経緯：2

2005年、米国、カナダ産の牛肉のリスク評価を行った。この時には食肉加工もリスク評価の中に組み込んだ。米国、カナダでは、日本と同じように汚染が続いているというワーストシナリオで評価した。リスク評価は、日本と米国、カナダとのリスクの比較という方法をとり、牛の飼料規制や屠畜行程から食肉加工過程まで安全性の評価に取り入れた（図5 これまでのBSEリスク評価：2）。

③米国、カナダ：輸出条件を加味した安全性は？

生体牛リスク、屠畜検査、**食肉加工**

米国、カナダのBSE汚染は続いている（ワーストシナリオ）

日本のリスクとの比較（牛、飼料規制、屠畜、食肉加工過程）

*実行前の輸出条件を加味した評価では、科学的な同等の安全性は評価できない。

*輸出条件が遵守されれば、全月齢の危険部位を除去した20ヶ月齢以下の米国、カナダ産は国内産と同等の安全性



④14か国の評価：BSE非発生国（新しい評価法）

情報不足を覚悟、定性評価がベースになる

EFSア評価の補正、レンダリング・飼料規制と畜過程の半定量評価法

食肉加工過程の半定量評価法（時系列マトリクス表示）

*評価をすませた国の牛肉等のリスクは非常にひくい

*データ不備で評価できない国もあった

*非定型BSEのリスクを配慮した（機械回収肉）



最大の問題は輸出条件であった。図5で示したように20カ月齢以下であるということと、全月齢SRMを取るという条件で、輸入牛肉の安全性は、国産品と同等か？という質問であった。しかし、輸出条件は解禁されれば実行するということであり、実行したデータに基づいて安全性を科学的に評価することではなかった。従って、実行前の輸出条件を加味し、科学的に同等か否かというリスク評価に関しては、科学的には同等か否かは評価できないという結論となった。他方、質問されたのは、輸出条件が遵守されたらリスクは日米で差があるかどうかということであった。前半の結論では、科学的同等性は評価できないと言いつつ、後半に、輸出条件が遵守されるなら、全月齢で危険部位を取り、20カ月齢以下という米国、カナダ産の牛肉は、国産牛肉（SRM除去、BSE検査、全月齢の牛肉）の安全性と変わらないという結論を出した。しかし、非常にわかりにくい結論であると、かなり消費者の躊躇を買った。ただ、科学的な判断としては、多分あの時点ではこれが限界だっただろうと考えている。

さらに附帯条件として、輸入条件が遵守出来ないならリスク評価は無に帰すので、輸入は停止せざるを得ないと断言した。実際、輸入再開して約1週間で脊柱が混入し、半年間、米国は輸出条件にある安全管理システムを見直すという形で輸出が止まり、その後再々開ということになった。

4回目は、自ら評価として14カ国から輸入される牛肉のリスク評価を行った。対象はBSEが発生していないという国々であり、これまでと違う新しい評価方法をとることとなった。その理由の1つは、自ら評価だと、リスク管理官庁から情報を得ることができない。外務省を介して食品安全委員会が、海外の対象国に質問するという方法しかとれないのと、情報不足は否めない。定量的評価は困難であり、基本的には定性評価をベースにするというので、EFSAの評価をかなり補正し、レンダリングや飼料規制、屠畜過程を半定量的に評価した。食肉処理過程も、定性的ではなく半定量的な評価方法を入れる工夫をした。その結果、図5のような時系列のマトリックスをつくり、安全か危険かではなく、何年生

まれの牛がどのくらい危険で、何年生まれの牛がどのくらい安全か、というような評価を行った。

このリスク評価法は、科学者には非常に受け入れられたが、消費者にはほとんど理解できないという評価方法になってしまった。対象とした14カ国中、評価をすました国での牛肉のリスクは非常に低かったが、データ不備で不明のまま評価できない国や、データが提出されないため評価できなかつた国もあった。さらに、オーストラリアから機械的回収肉を輸入したという事実があり、非発生国ではあるが非定型BSEのリスクを考えなければいけないというので、初めて評価の中に非定型BSEという項目を入れた。このように、4回実行してきたリスク評価は、一貫性はあるが、一度として同じ評価方法は使っていなかつた。

振り返って見ると、リスク評価方法は常に同一であることが望ましいが、背景リスクの変化や分析対象となるデータの多寡や精度等により、異なる評価方法を使うこともあり得る。特に新しいデータ、自然例や感染実験によって得られたデータに基づき、異なる評価方法を使うことがあった。

若齢牛では検査が陰性になるということの再確認や、高齢牛では末梢神経にもプリオンが広がるので、高齢牛のBSE検査はリスク回避措置として有効である。これは非定型のBSEについても適用できる。これらの事実は、もう1度ステークホルター（利害関係者）全員が共有する認識にしておく必要がある。

今回のリスク評価の問題点

これまでのわが国のBSEリスクシナリオでは、BSEの潜伏期が長いため、規制措置の有効性が評価できず、BSE汚染が継続してきたというワーストシナリオしか取れなかった。しかし、欧州は徐々に考え方を変え、国民的な議論の中でBSEの汚染が止まったことを評価の前提にするよう変更してきた。2013年5月のOIEの総会で、BSE陽性となった国では、欧州以外で初めて日本が「無視できるリスク国」というステータスになった。そのため、リスク評価は汚染が継続しているというこれまでのリスクシナリオではなく、汚染が終息したかどうかということ

を科学的にリスク評価したほうがいい。新しい評価方法を取り入れたほうが、科学的な説明としては消費者が理解しやすいだろうと考え、この評価が始まると前に食品安全委員会の事務局長さんに提言した。しかし、今回の評価では、そうはならなかった。

今回の諮問となったBSE検査体制の変更、SRMの規制範囲の見直しに関する問題と疑問について述べる。評価方法は本当に適切だったであろうか？ 諮問どおりに答えることが正しかつただろうか？

今回のリスク評価にどういう違和感を覚えたのかについて説明する。今回のリスク評価は、基本的な評価方法としては、最後に開発した非発生国の評価方法に準じたものを使っている。しかし、これはBSE非発生国の自ら評価で、情報が得られない中で非発生国を評価するという、かなり苦肉の策として開発した評価方法であった。確かに、かなり進歩した欧州にない評価方法ではあるが、残念ながらかなり半定量的な評価とならざるを得ない。

今回は自ら評価でなく諮問であった。諮問した限りは食品安全委員会がデータを求めれば、リスク管理側は米国、カナダやヨーロッパに問い合わせて、どんなデータでも取ってこられたはずである。十分な科学的なデータ入手できるのに、BSE汚染が終息したかどうかという科学的評価を進めるチャンスを生かせなかつた。BSE汚染が終息したなら、それはいつか？ 終息しないで汚染が継続しているというなら、安全のためのリスク回避措置は本当に充分とられたか？どのようなデータで証明できるか？これらを、透明性をもつて議論し、明確化する必要があつたと考える。

もう1つの問題は、今回、農水省からの諮問がなかつたため、食品面からしか評価していないという問題である。これまで、諮問がくるときは厚労省と農水省の両方から来ていた。従つて、人の食の直接的なリスクと同時に、牛を介してもう1回食に戻ってくるという間接的なリスク評価も行つていった。ところが、今回は農水省からの諮問がなく、そのため、食品面からのリスク評価しかしていない。

今回の評価では、肉と一緒に輸入する可能性のある脳、脊髄、脊柱は30カ月齢以下なら安全とし

ている。その理由の1つは、BSEの汚染が続いていても、プリオンが脳（門部）までくる時期が30カ月齢ギリギリで、汚染が少なく、かつ種の壁があるので人間は大丈夫という考え方である。従つて、輸入牛肉と一緒に輸入される30カ月齢以下の脳、脊髄を含めた非可食部分はSRMでないと定義している。そうすると、SRMではないとして飼料の規制緩和が始まった時に、30カ月齢以下の中枢神経組織が牛の飼料になる可能性が再び出てくる。何故牛肉の安全性評価に、特定危険部位の緩和を含めて諮問したのであろうか？ また、BSEプリオンの特性を考えた時、食品の評価を求められたから食品の評価のみで返すというリスク評価で本当によかったのであろうか？

世界的なBSE封じ込めに成功の意味は？

今回のデータ分析は、主として世界的なBSE流行の終息、BSEの実験的な経口感染データの詳細、非定型BSEの追加症例についてなされた。これら3点が前回の評価と異なる部分であった。しかし、これらの分析結果がどのように今回のリスク評価に関係したのか？それがどうしてあの諮問に対する答えになつたのかということが理解しにくい。

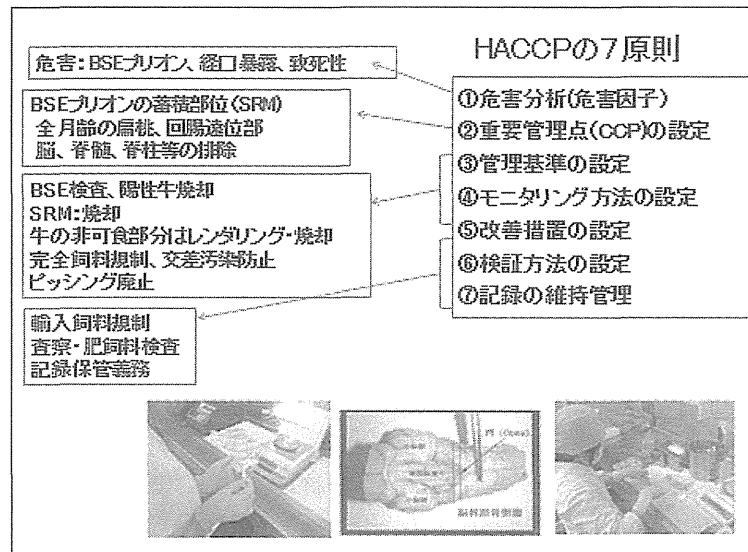
世界的なBSEの封じ込めが成功したことは事実である。これで何が分析されたかといえば、BSE検査のサーベイランス（監視）機能が非常に有効で、発生数が減少していくのが読めたということである。すなわち、各国の封じ込め措置が非常に有効に働いた。危険部位の除去と飼料規制がBSEの感染症の統御に非常に有効であったということである。その結果、国際流通上のBSEに対する安全性が向上したこと、各国の侵入リスクが減少し、発生数の減少率が以前より上昇したということである。

しかし、各国のBSEコントロールの内容を見ていくと、終息パターンに結構な違いがある。BSEの終息が急速にうまくいった日本のような国もあれば、比較的終息しにくい、ダラダラとしている国もある。例えば、アイルランド、ポーランド、ポルトガルといった国は、BSEの発生数は急速には減っていない。こういう国は、一体何が問題になっているのか？そ

ういう国と、今回の諮問にあった米国、カナダ、日本、フランス、オランダにはどういう違いがあるのか？その違いは科学的に評価できるか？本来であれば、こういう分析が必要であったと思われる。

日本のBSE対策と流行の終焉

日本のBSE対策について、復習をかねてHACCPの7原則に合わせて示した。対策は、危害の同定と重要管理点がどこかを見極め、管理基準、モニタリング、改善措置、こういったすべてのステップを踏んでBSEを食い止めていった(図6 日本のBSE対策)。



BSEの流行疫学上、感染は回腸遠位部からの吸収効率からみて、1歳齢以内に起こるという考え方を探られている。1歳齢以内に起こるとすれば、BSEでは感染牛の生まれ年が重要になってくる。疫学的データから見ると、日本では95年より前に生まれた牛にはほとんどBSE陽性例は見られない。92年生まれに2頭のみである。そして、95年の年末から96年生まれにかけて高濃度の汚染が関東及び北海道で広がった。97年、98年にはかなりの量の肉骨粉を欧州から輸入していたにもかかわらず、欧州での肉骨粉の処理が130度・3気圧の新しい方式であったためか、この時期に肉骨粉を摂取した牛からはBSE陽性牛は生まれていない。99年から2001年生まれの牛群、すなわちBSE検査が始まる前に屠畜場にいったグループから、北海道を中心に2回目の流行が起こったと考えられる。2001年10月にBSE陽性牛が摘発された時点で、検査と同時に完全飼料規制を敷いたため、それより後に生まれた牛には汚染がない(BSE陽性牛の摘発ゼロ)ということになった。

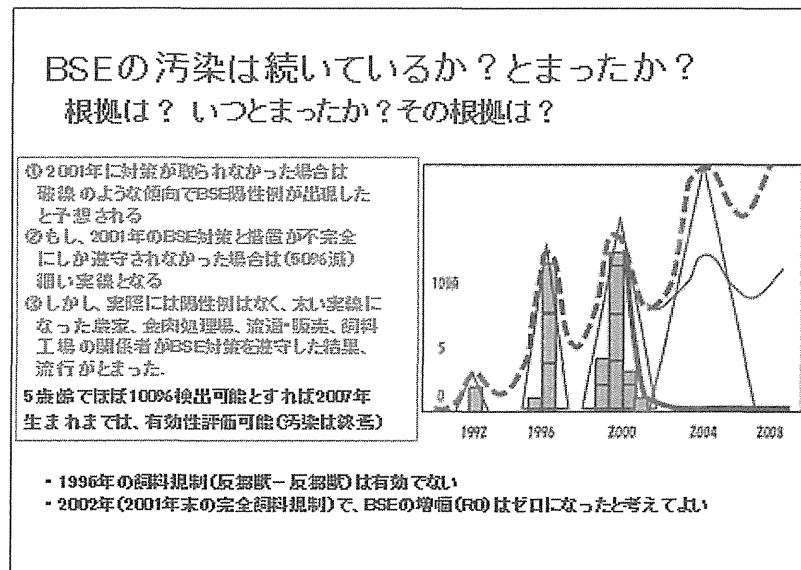
のことから考えると、現時点で行う日本のリスク評価は、汚染が継続しているというワーストシナリオの仮説でなく、すでに汚染が止まったと考えて評価をしてもいい時期に来たと考えられる。92年、96年、2000年の流行のあと、BSEの汚染は止まった。5年の平均潜伏期間を考えた場合、もし汚染が続いているれば2004～2005年生まれのグループに多数のBSE陽性牛が出てくるはずであった。汚染がもし止まらなかつたら、どういうことになったであろうか？論理的には平均潜伏期を経て倍々ゲームで上昇していくと考えれば、もし2001年にBSE陽性牛が摘発されず規制を敷かなければ、2004年生まれの牛には40～50頭のBSE陽性牛が出てきたはずということになる。もし、2001年に取った規制が守られず、農家を含め流通もいい加減で、欧州の汚染が減少しにくい国のような見過ごしがあって50%くらいだったとすれば、細い実線のようなカーブでBSE陽性牛が出てきたはずである。けれども、現実的には数学理論で用いられる例のように、ほとんど完璧に止まってしまった(太い実線)ということに

なった。

ゼロラインの実線になったということは、農家、食肉処理場、流通販売、飼料工場の関係者があの規制を本当に遵守したのだという結果である。5歳齢で100%検出できるという今のBSE検査感度からすると、2007年生まれの牛までは完全に規制の有効性の評価ができるので、BSEの検査数は十分な母集団であろう。結論から言うと、汚染は終息した。他方、この図を見ればわかるように、96年の飼料規制、反芻獸-反芻獸の通達は全く有効に働かなかったということである。また2001年末の完全飼料規制で、BSEの増幅係数 (R_0 : アールノート) はゼロになったということになる（図7　日本のステータス）。

従って、汚染が続いている状況でのリスク回避

といふこれまでのシナリオをやめて、汚染の終焉時期でリスクを考えるという評価方法に変えるべきであった。今回評価対象の5カ国とも管理されたリスク国であり、日本は5月に無視できるリスク国となった（その後、米国、オランダも無視できるリスク国となったという情報を得た）。流行の終焉という新しい評価方法を導入した場合、5カ国に共通する事象は2004年9月以降に生まれた牛にはBSEがないということだけである。国際的に管理されたリスク国であるという同等性から、諮問に対してすべてイエスという、リスクは同等であるという答えを返したが、その根拠は？今後、他の欧州の国々が輸出申請して来た場合、すべて管理されたリスク国であれば、同じ回答になるのだろうか？



欧米の汚染は続いているか？ 終息したか？

欧州の流行は終息したか？フランス、オランダでのBSE検査では95年と96年生まれがピークであった。フランスでは、汚染の最盛期では年間100頭を超す頭数になっていたが、その後一気に下がり、オランダでは2000年生まれ、フランスでは2004年生まれが最後のBSE牛となっている。2000年に日本と同様の完全飼料規制を導入しており、論理的に言えば2000年以降流行が終焉したと考えられる。しかし、フランスでは2004年に陽性が出ているために、現在でも無視できるリスク国としての申請はで

きない。EUでは現時点でも、SRMの規制を全月齢の扁桃、腸管全体、腸管膜、及び12カ月齢以上の頭蓋、脊髓、30カ月齢以上の脊柱としている。SRMの規制を続けているということは、EU全体として、まだ汚染が止まっていないという考えでいるのか？これも欧州の研究者を呼んで議論する必要があった。しかし実際には誰も呼ばれず、今回のSRMのリスク評価における日本と欧州の考え方の差についての科学的議論は行われなかった。

北米については、カナダの検査結果を見ると、98年、01年、02年、03年、04年生まれの牛でBSE陽

性牛が摘発されている。カナダは1997年に米国と一緒に敷いた飼料規制が、結果的には完全に失敗だったと自己批判し、2007年に完全飼料規制に入った。潜伏期を考慮して5歳齢で100%検出可能としても、2005年の日本のリスク評価の時と同様、カナダの新しい2007年の飼料規制が有効かどうかは統計学的に判断できない。これまでであれば最悪のシナリオを適用し、汚染は止まっているということになり、2005年の評価を変更するには、新しい理由が必要となる。また、2007年の規制が有効であり、流行が終焉したと考えるなら、その科学的根拠を示す必要がある。特定危険部位の扱い、レンダリング、飼料工場規制、あるいはその遵守度がどのくらいのもので、汚染が続いているとしても30ヶ月齢以下であれば、牛肉も中枢神経（脳、脊髄、脊柱）も安全であるというなら、そういう説明が必要である。

米国はカナダの1997年の飼料規制が失敗であったことを知り、同時期に飼料規制を見直した。しかし、パブリックコメントの結論を出すのに2年かかり、新しい飼料規制の実施は2009年10月となつた。97年の飼料規制効果は、カナダと変わらないであろう。また、カナダとの輸出入の牛の行き来もあり、単独の封じ込めは非常に困難であろう。従つて、米国も新しい規制措置が有効かどうかは、現時点では評価できない。特定危険部位の扱い、レンダリング、飼料工場の遵守度、トレーサビリティはカナダと違つて、それほど進んでいない。トレーサビリティ制度は確立されていないので30ヶ月齢という月齢を読むことも、科学的な意味では正確にはできない。

09年10月の新しい措置で、BSE陽性牛あるいは30ヶ月齢以上の牛の脳と脊髄等の家畜飼料への利用禁止という規制に入ったが、30ヶ月齢以下であれば脳、脊髄も飼料規制がかからないのか？ダウナーは食用禁止をしているが、検査頭数は4万頭である。毎年大体20万頭ぐらいダウナーが出るので、検査以外のダウナー（約16万頭）は、30ヶ月齢以下であれば、飼料への利用は禁止されないのか？新式のレンダリングを使っているのはわずか5%であ

るから、BSE感染率の低減効果は期待できない。交差汚染についても、飼料工場の専業化は80～98%と進んでいるが、違反は減少したのか？こうしたデータを求めれば、これまでの経緯から米国は必ず全部のデータを出してきたはずだと思われる。

今回の答申であれば、30ヶ月齢以下のSRMは輸入拒否できないわけで、米国、カナダ産の29ヶ月齢の牛の脳、脊髄も肉と一緒に輸入される。もし日本で牛に交差汚染すると種の壁はない。従つて、食品以外（非可食部分のリスク）のシナリオについても評価対象にしなければならない。食品安全委員会が無視できるとした輸入SRMを農水省が規制緩和しないという対応をとることが可能であろうか？

各国が無視できるリスク国にいつ申請するのかということになると、均一ではない。オランダは2012年に可能であったが提出せず、日本とともに2013年に無視できるリスク国のステータスを取つた。フランスは最短で2015年、カナダは2018年にならないと無視できるリスク国の申請は出せない。米国は、理由は不明であるが前回の申請では管理されたリスク国となり、2013年には無視できるリスク国となった（OIEが、どのような科学的理由でステータスの評価を変えたかは不明である）。

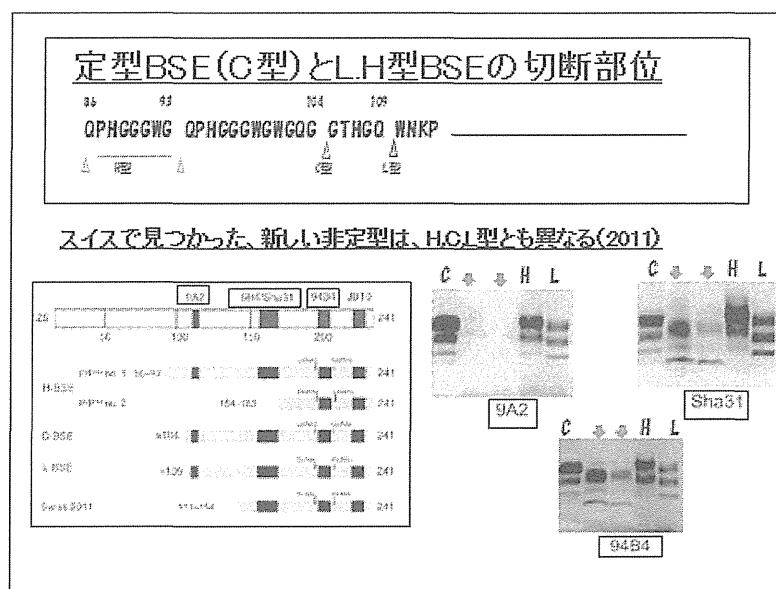
現状では、それぞれ異なる状況であるのに対し、今回の諮問は、日本、米国、カナダ、フランス、オランダ、全部一斉に、30ヶ月齢超のところで線を引き、30ヶ月齢まで検査月齢を上げても問題ないかという諮問であった（欧州は72ヶ月齢超、米国、カナダは屠畜牛の検査はしていない）。またSRMについても、30ヶ月齢以下のものについては回腸遠位部と扁桃を除けばSRMとして扱わなくてよいかという諮問であり、安全性に問題ないという答えになつた。日本のBSEは終息したが、欧州は終息しただろうか。終息後のリスクがないということを考えれば日本は30ヶ月齢であつても、あるいは48ヶ月、60ヶ月齢でも、本当は問題ないであろう。米国、カナダは終息していないとすると、従来の考え方を取つたほうがいいし、EUについては自らSRMの月齢を決めているので、これをわざわざ輸入する時に解除する理由があるとは思えない。

今回のリスク評価の中に説明のミスリードがあり、それが不信感を生む可能性がある。評価対象の5カ国では、2004年9月以降に生まれた牛にBSE感染牛が出ていないというメッセージが出た。このメッセージは科学的にどういう意味を持っているのであろうか？汚染が続いているカナダでは、新規の飼料規制は2007年に初めて実行された。それまで何の規制変更もなかったわけであり、2006年生まれのカナダ産の牛でBSE陽性牛が出ても、そうした事態は想定内である。しかし、このような表現をして消費者に伝えると、2005年や06年生まれのBSE陽性牛が1頭出たために、この間のリスク評価は科学的でなかったと再評価されることになりかねない。科学的リスク評価にこういう人騙しのような文言を入れてはいけない。

新しいタイプの非定型BSEが出た

非定型のBSEについては、今までLとHの2つの型しかなかったが、最近スイスで、LでもHでもな

い2つの新しいタイプの非定型BSEが発見された。規制緩和とともに、非定型BSEについて封じ込めをどうするのかを議論する必要がある。確率は低いがどの国でも非定型BSEが発生する危険性はある。100万頭に1頭か、高齢牛では30万頭に1頭くらいの率で発生する。さらに、プリオンの分布が定型BSEと異なる脳内分布や体内分布をすることが報告されている。伝達性、病原性があり、発症年齢12歳±4歳ということで、危険幅1.5倍とすると6～18歳齢の検査で非定型BSEのほとんどはカバーできると思われる。そうすると6歳齢以上の屠畜牛は、BSE検査をして陽性牛を焼却する。さらに、万一BSE検査をすり抜けたとすれば、次の汚染は若齢牛の侵入経路であるから、回腸遠位部と扁桃はやはりSRMとして残しておく必要がある。そうでなければ、高齢牛の神経組織についてはSRMと決め廃棄処分とする等ということを議論していかなければならない（図8、スイスで見つかった新しい非定型BSE）。



纏めてみると、日本は科学的に見て2002年で汚染が終息し、その後の侵入ない。従って検査月齢は30カ月齢超であろうと48カ月、60ヶ月齢超であろうと問題ない。SRM除去は、非定型BSEの発生があり得るので、新しい汚染を止めるために、入り口の扁桃、回腸は全月齢あるいは若齢牛で行う方が良い。

フランス、オランダも、基本的に汚染は終息していると考えられる。30カ月齢以下では牛肉の検査はなしで問題ない。しかし、SRMはEUのリスク評価に基づいて、腸、扁桃は全月齢、脊髄、頭部は12カ月齢超、脊柱は30カ月齢超というルールを守つてもらったほうが、日本としては安全である。米国、

カナダは新しい飼料規制の有効性は、まだ評価できない。従ってワーストシナリオをとるということで、輸出牛肉のための SRM 除去は、従来どおり、扁桃、回腸遠位部は全月齢、頭部、脊柱、脊髄は 30 カ月齢以下を含め全月齢とすべきではないか。飼料規制の有効性が確認されれば緩和してもよいわけであるから、カナダが 2014 年か 15 年、米国は 16 年から 17 年に評価できる。その時に再評価して、神経組織を含む SRM 除去を 30 カ月齢超に上げるなら、そうすればいい。

今回の措置の最悪のシナリオは、ヒトでは欧州

が禁じている 29 カ月齢の牛の脳の料理をあなたは食べますかということである。また、農水省が欧米の 30 ケ月齢以下の SRM を規制緩和し、飼料へ再利用が可能になった場合、後の疫学データで日本では 2002 年以降の生まれで 2012 年生まれまでは BSE 陽性牛はなかったが、輸入 SRM の規制緩和により、飼料利用が可能になり、2013 年以降の生まれに陽性例が出てくるという危険性がないことはない。しかしこれが明らかになるのは、潜伏期から考えると 2020 年まで待たなければいけない。こういうシナリオを選んだのだろうか？

総合討論

わが国のBSEを再度考える　—BSE問題は終わったか—

○司会（広岡博之：京都大学）　いいでしょうか。それでは総合討論を始めたいと思います。今日、ずっと長い間、話を聞かれて、たぶんいろいろと質問したいと思っておられる方が多いと思いますので、まずフロアの方から質問を受けたいと思います。どの先生に質問かということを最初に言ってもらって、質問していただいたらいいと思います。

そうしたら、これから総合討論に移りたいと思いますので、活発なご議論をお願い致します。まず、どなたか口を切っていただける方がいらっしゃったら、どうぞ遠慮せずに、せっかくの機会ですから。はい、どうぞ。

○北川政幸（京都大学）　口火を切る役だけをやらせていただきますけれども。いまの吉川先生のお話の中にあって思ったのが、よくホームページを見ていたときに感じていたのは、アメリカからの輸入肉に、脊柱だとか、混載事例と称するものが20例近くぐらいまで、かなりありましたね。

実際に開けて見たら、これは日本に行く予定ではなくて、よその国に行く予定だったのを、間違って日本に来てしまったとか、何か言い訳にしても、下手な言い訳みたいな答えが、そのまま農水のホームページからこういう返事が来ましたと言って、答えをそのまま載せるということもあったりして。それもだいぶ遅れて、3ヶ月も4ヶ月もしてから。

それはリスク管理とかどうかということからすると、管理の問題なんだと思うんですけども。

それを木村さんも含めて、先生方はどう見ていらっしゃいますか。もしコメントがあればなんですか。

○吉川泰弘（千葉科学大学）　二つ答えておきます。一つは、行政というのは、意外と約束を守るというのが実情です。違反事例が起きたとき、特定危険部位の混入の様な問題が起きたときには、現地調査をして、その報告をすることがリスク管理側の責

任であるし、それを聞くことが、輸入実績なしにリスク評価した食品安全委員会の責務であるという文書を書いたんですね。実際には、その後、20回弱あったかもしれませんけれども。いまでもあるのか分からぬですけれども、そのたびに食品安全委員会に報告してもらい議論しました。議事録に残っています。それが1点。

もう一つは、アメリカの輸出規制対応なのですが、やはり時期尚早だったというか、やったことがなかったので、最初のときには、脊柱の混入、あれは起こるべくして起こったシステムエラーだったのですね。それで改善までに、約半年間かかったのです。

USDA (United States Department of Agriculture・アメリカ合衆国農務省) のFSIS(Food Safety and Inspection Service) はもう一回全部システムをチェックし直しました。米国は日本と違って、食肉処理はトップダウンの管理ではありません。それぞれの州の食肉管理組織の責任者を全部集めてテストをやって、システムを全部チェックし直して、その上で結局、半年間かけて、輸出再開を果たしました。

最初のケースでは、確かに米国側がシステムエラーを認めていたのですね。その後のエラーは、どちらかと言うと、システムというよりヒューマンエラーに近い格好のものが多く出ましたが、日米で立ち入り検証を行い、結果の報告を受けました。3年ぐらいたって、生協でリスク評価委員会をやったときに、アメリカから輸出される牛肉のロットの数、それに対するエラーの数と、それ以外の各国から輸入される食品のエラー率を比較しました。いろいろな品目で見ると、米国の牛肉におけるエラーは実際、非常に少なかつたです。

僕は厚労省にそれをちゃんと消費者に伝えたらいいだろうと言ったのだけれど、厚労省は伝える努力

はしませんでした。以上のように、そういう点では、あの件に関してはリスク管理側もアメリカも、比較的誠意を持って対応してくれたという印象を、私は持っています。

○木村信熙（木村畜産技術士事務所） ものの見方によっては、ちょっとぐらい何かが混じっていたって、人間の食べ物で、それを取り除いて食べれば全然問題ないんじゃないのということは、準科学的に言えばあります。

だけど、その2国間で、これを守るという前提で輸入をオーケーにしたんですよと言うからには、国家間の約束ですから、約束どおり輸入をストップするということは、国家間の信頼性維持の上で大事なことだと思います。

それによって、アメリカの生産システムに欠点があったということが分かったわけですね。僕のまわりにも考えたら確かにシステム上の欠陥はあると思います。日本が生産しているものの中で、食の安全に関する不完全要因というのは、日本の報道ではあまり取り上げられないけれども、普段日本の中での食の安全に関する不完全事例の摘発というのはいっぱいあるんです。行政関係のネットで見てもいっぱい見つかります。

そういうことなんすけれども、日本人の感覚から言うと普通のことでも、例えば、日本人が東南ア

ジアに進出してものをつくるとなったときの品質管理は、現地の人にとっては、日本の規格はびっくりするほどの厳しさですね。

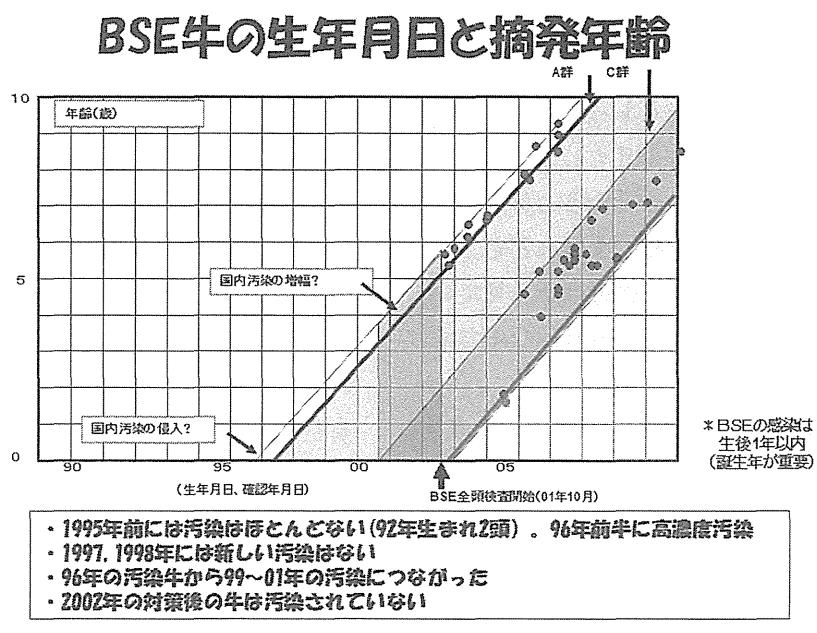
今、ヨーロッパの食品製造規格は日本よりもっと厳しいですよ。そういう基準でつくっていますから、ヨーロッパに食品を輸出している東南アジアのある国の生産基準の方が日本よりもっと厳しくつくっているという現実も起こりつつあります。

ですから、私たちもきっちり気を付けないといけないのは、よその国は悪い、日本国はいいんだよではなくて、本当にそれが裏付けされているシステムを構築しますかということが大切なんです。それが成熟社会なんですよと、そんな気がします。食品の偽装などでよく中国の悪口を言って、中国だけ悪いと言っているけれども、実は、そういうことは以前、日本も歩んできた道ですね。

だから、そういう国の成熟のためには、システムの見直しをきちんとすることを、消費者も含めて認識はしないといけない。わが国のBSE発生は食の安全を世界的に見るいい機会だったというふうにも思っています。以上です。

○司会 はいどうぞ。

○花房俊一（マルハニチロ畜産） わが国BSE発生のI群とII群の間に空間がありますが、あれは何で起こったんですか。



○吉川　図で見ると分かるように、1995年12月から1996年8月までに、北海道に、特に釧路側から北上する格好で汚染が広がったのは、疫学的に見ると明らかなのですね（A群）。

その後、欧洲から大量の肉骨粉の輸入が1997年、1998年と続いていたのですけれども、そのとき、デンマークから輸入した肉骨粉は、もう130度、3気圧の、新しいルールになっていて、あの時輸入肉骨粉を摂取した牛もいたはずですが、1頭もBSE陽性牛が摘発されなかつたということです。かなり膨大な肉骨粉を買ったのですけれども、たぶん、それがBSEプリオンに汚染されていなかつたということを示しているのだと思いますね（中間の空白期）。

その後、1999年生まれからまたBSE陽性牛が出だしたのは、北海道で、今度は汚染ルートを見ると、苫小牧と釧路の両側から全道に広がっているので、あれは北海道の中で2回目の汚染が起こってしまったということです（C群）。2001年10月の完全飼料規制が始まり、汚染が止まるまでに、屠畜場に既に3歳から4歳齢で、BSEプリオンがたまつた牛がレンダリングに入ってしまって、北海道の中で広がつたと思われます。それぞれがI群とII群、あるいは、A群とC群と呼んだグループです。

だから、あの間が抜けているのは、二つの意味を持つていて、一つは、あのとき輸入した肉骨粉が汚染していなかつたということと、もう一つは、第I群の汚染が潜伏期を経て、屠畜場から第II群に広がつたということを、北海道の中で示しているんだろうというのが疫学結果の総括ということになります。

○花房　それは事前に分からなかつたんですか。

○吉川　分からないです。平均潜伏期が5年です。1999年から2001年までに起こつた汚染ですが、実際に第II群が摘発され始めたのは2005年から後になります。

○花房　事前にというか、人為的な作用があつたというか、在庫処理のためにやつたという話もあつたんだけど、そういうあれはないんですかね。

○吉川　いや、そういう意味では、2001年に止めるまで、牛の肉骨粉をつくることは別に禁止事例で

も何でもなかつたし、通達として、1996年にウシからウシというのはやめてくださいという通達があつただけで、罰則規定があつたわけではないので、何も悪いことをしていたわけではなかつた。意図して出したということはあり得ないと思うのですね。

○瀬野豊彦（コンサルタント）　肉骨粉と言っているんですか。その粉末油脂と。

○吉川　混乱を起こして申し訳ないのですけれども、肉骨粉と動物油脂はレンダリングをするときに、獸脂側か、残りの肉骨粉に行くかの違いで、基本的には同じリソースでつくります。

だから、プリオンの汚染があれば、理論的には獸脂の不溶性の不純物と、肉骨粉の蛋白と両方に行くけれども、タンパク含量からすると圧倒的に肉骨粉の方が多いので、もし汚染が起つたとすると、肉骨粉の方が獸脂の不純物に比べて、圧倒的に感染価が高いというのはヨーロッパの考え方で、その考え方には科学者がみんな支持しています。

ただ、疫学調査でやっていたとき、先ほど木村先生が言ったように、北海道で集中的に陽性となつたウシが食べたもののチェックの中で共通してくる因子として、代用乳があつたというのは事実なんですね。

それで、ケースコントロールスタディーをやってみると、統計的には肉骨粉ではなくて、代用乳の方が有意差を持って出てくるというので、最初の進入の経路に関しては、あのとき、オランダから輸入した動物性油脂が考えられました。その他に、1頭だけBSE検査なしで、関東で屠畜されたイギリスから輸入したウシがいて、そのレンダリング経路、流通経路を全部追つたのですね。しかし、北海道には届きませんでした。北海道への侵入経路は釧路から北上した事実があつて、その中で共通した因子が代用乳だったので、脂の方も理論的には否定できないという結論を出しました。北海道の2回目の汚染は脂と言うよりは、私は完全に肉骨粉だったと思っています。釧路と苫小牧の工場での交差汚染の可能性が考えられます（この時はまだ完全飼料規制は行わつていません）。

○瀬野　いいですか。最初に粉末油脂が日本に入つ

てきたときに、このオランダはBSEを発生していないんですね。

○吉川 していますよ。

○瀬野 そのときに発生しているんですか。何頭ですか。

○吉川 はい。オランダでのBSE陽性牛が生まれたピークのときですね。ただ、頭数は。

○瀬野 1995年。

○吉川 ええ。1995、1996年生まれの牛がオランダのピークだったと思うのですね。ただ、頭数的にはそんなにいっていません。年間20、30頭もいかなかつたと思います。先ほども言いましたが、1995、1996年がオランダの汚染のピークであったことがわかるのは、汚染された牛が畜場で摘発された、2001年ころです。潜伏期の長さに注意してください。

○瀬野 それでその資料は農水にあったと思うんですが、2000年まで、それはずっと輸入として続いているわけですね。

○吉川 脂の方ですか。

○瀬野 脂の方。

○吉川 ええ、止めなかつたので、続いています。

○瀬野 ずっと続いていますね。

○吉川 はい。

○瀬野 すると、それは工場は一つですね。一つの工場から出ているんですね。

○吉川 いや、工場は一つではなかつたと思いますね。

○瀬野 オランダの方で。

○吉川 オランダの工場は。はい。レンダリングで脂をつくっていたのは、調査に行ったとき、三つぐらいあつたと思いますね。

○瀬野 それで使われた間は汚染されていなかつたから、あそこは空くということですね。ところが後に汚染されたとしたら、そこで発生するのは当然ですね。

○吉川 はい。

○瀬野 それでそのときに日本国内で、その粉末油脂を使っている工場は複数なんですね。

○吉川 ええ。粉末油脂の工場は大きく関東の高崎

工場と、日向にある西の工場と二つがメインで日本国内の市場を占めていました。

○瀬野 メインですが、もっと数が多いんですよ。すると、分散していくんです。

○吉川 いやただ、そうじゃないですね。あのとき(1995年)にオランダから粉末油脂は4ロット入ってきて、それぞれの商品も全部追いました。粉末油脂の代用乳への加工、商品の消費期間と国内分布(北海道への移送)を考えると、3ロット目が汚染原因となる可能性が高かつた。12月8日かな。代用乳として与えたときから後に生まれた個体で汚染が摘発されることになりました。3ロット目が汚染している可能性が高かつたと、われわれは考えています。

○瀬野 その・・・。

○吉川 コンスタントにいつも汚染しているわけじゃなくて、調べていくと非常に不均一なデータになっちゃうんですね。

○瀬野 そうそう。

○吉川 ただ、計算上は、そうすると、先ほどその不均一性をどうするかという議論があったのですが、もし本当にその不幸なシナリオ(バイアスを入れたシナリオ)で計算することがいいのかどうか。だって、本当のことを言えば、脳の中のプリオンの分布だって不均一です。計算上、脳でこれだけと言うけれども、実際には、カンヌキ部にほとんど集中しているわけで、ほかの脳の部位なんて、プリオンがそんなにあるわけじゃないわけですよ。だけど、それは計算上、そういう不均一な理論を科学検査の中に入れてくるというのは、ある意味では何でもできてしまうことになってしまって、あのときもその議論は何回かやりました。

ただ、そのオランダで、もしあのときの汚染が均一になっていたとすれば、粉末油脂でなく、同じロットの肉骨粉を摂取したウシはものすごい数、出なければいけないので、それでの論文を出すに当たって、僕はオランダの農務省に、日本の分析結果はこうなって、脂の可能性が高いと思うので、そういう論文を書くことになる、文句があるなら言ってくれということを大使館経由で知らせました。

それでも疑問に思ったのは、あのときの肉骨粉側

に行ったプリオンのリスクは、どうしてオランダのウシに反映されなかつたのだろうかというのは、今まで分かりません。

○瀬野 その辺の元のデータを公表されるということはないんですか。

○吉川 いや、かなり公表しましたね。

○瀬野 輸入がどこというのは出ていますけれどもね。

○吉川 はい。

○瀬野 それから後の流通ルートは公表されないんですね。

○吉川 いや、高崎に入った後、釧路に上がっていくロットのは全部記録があります。

○瀬野 いや、そのロット以外のものです。

○吉川 そのロット以外のものも当然全部あります。ただ、そのロットでは、BSE陽性牛が出ていません。それを飲んだウシからは。当然生まれ月を見れば分かるわけですから。

○瀬野 いや、第Ⅱのグループですよ。

○吉川 第Ⅱのグループですか。

○瀬野 そうです。

○吉川 第Ⅱのグループはやりませんでしたね。

○瀬野 ええ。第Ⅰのグループはやられたと。

○吉川 はいそうですね。第Ⅰのグループは原因究明だったので、第Ⅱのグループはもう北海道の中の汚染という格好で、それ以上原因追及はしませんでした。むしろ、第1回目の原因究明をしてくれということで、調査を始めました。

○花房 吉川先生と木村先生の話を聞いていると、もう原因というのはほとんど分かっていると思うんですよ。だから、あやふやなことがあるから言えないのかもしれないけれども、消費者とか、それにこういうことを公表するということはないんですよ。

だから、私はタイヨーの部長にさつき8割しか回復しませんよねと。基本は原因が分からぬから、消費者が一番不安になっているんですよ。原因は何なのと言っても、誰も答えようとしていないから、このBSEは終わっていないんです。

○吉川 うん。そうですね。

○花房 BSEを終わらそうと言う人たちはたくさんいるけれども、終わっていないんですよ。私の業界もごたごたでしたよ。大変でしたよ。流通業界は放射能以上にひどいことになりましたよね。

だけど、BSEは終わっていないんです。100%に戻ったら私は終わったと思うんだけど、確かにタイヨーの部長が言ったように、経済とか何かあるかもしれないけれども、根本的に2割の消費者は戻っていないんです。

だから、BSEを終わらすためには原因をはっきりと消費者に言うべきだと、私は思うんですけどね。

○吉川 別の意味で、BSEは終わらないと、私は思っています。それは結局、非定型や、いま振り返ると、最初は羊のスクレイピーから来たと言っていたけれども、たぶん、いま考えると、おそらくイギリスのBSEは非定型BSEの1株だっただろうと思います。

だから、今後も非定型のBSEは、ある頻度では絶対出るので、BSEを終わらすことはできないので、どこまで基準を残して、規制を残して、汚染の回転を止めるかということは、最後に幕を引く前に考えておかなければいけないことです。

○瀬野 それから、このウシのリストに入っていない、神奈川のウシが1頭いますね。

○吉川 はい、います。

○瀬野 これは生まれたときは、イギリスのBSEが発生する前ですね。

○吉川 前ですね。そうですね。8・5はそうですね。8例目と9例目の間の陽性例ですね。

○瀬野 すると、これをどう解釈するか。つまり、自然に人間のクロイツフェルト・ヤコブ病により、自然に発生する可能性があるわけ。

○吉川 はい、そう思っています。

○瀬野 すると、国内から循環が起こると。

○吉川 はい。

○瀬野 そういうところはシナガワさんと相当議論しましたものね。

○吉川 はい。

○瀬野 だけど、これもはっきりさせるべきだ。それから、もう一つは大量に血清タンパクを使っていいわけでしょう。山之内さんは代用乳と人工乳を区

別できなかつたんですね。

○吉川 そうですね。それは最初誤解を招いたと思ひますね。

○瀬野あのとき。何回も言ったんですね。

○吉川 はい。

○瀬野 ね。そう思いますか。

○吉川 はい。それは分かります。

○瀬野 だから、循環は始まる可能性も一方ではあるということですね。

○吉川 はい。

○瀬野 これは、だから、すると、それからアメリカを評価すると、アメリカの牛肉は安全かと言うと、だいたい、個体識別をやっていないわけですね。

○吉川 そうですね。

○瀬野 農場の中の個体識別はやっていますよ。だけど、ロットごとにしか、彼らはそういう感覚しかないわけです。それは無理なんですよ。この辺の問題です。

それから、もっともっと、ミンク脳症をもっと早く。ミンク脳症から45年ですか。

○吉川 そうですね。はい。

○瀬野 だから、そういう意味ではものすごく不安感が残っているんです。これをもっとBSE問題についてはやっていかなければならないと思うんですよ。

○吉川 それは僕もそう思います。だから、BSE非発生国の14カ国の評価をやったとき、委員の反対が多くなったけれども、初めて非定型のBSEを議論しようと言つて、記録に残してきました。今回の評価ではかなり非定型に重きを置いて分析をしていました。

今後、規制緩和が国際的にも動いていくと思うけれども、いまは厳しい規制の中でやっているからBSE汚染の回転が止まっているけれども、完全に規制を取り外したときに、非定型で回転する。そのとおりですね。CJD (Creutzfeldt-Jakob Disease : クロイツフェルト・ヤコブ病)と同じように、高齢牛で飛び出したプリオンを、どう止めるかということは、規制を緩和する前に考えておかなければいけない。

○瀬野 飛び出したやつが感染源になるわけですね。

○吉川 なります。それは伝搬力も病原性もあることが明らかになったので。初めのころには非定型は定型BSEと違うのではないかと言われたけれども、これはウシでの実験も、サルの実験も、組換えマウスの実験も全部終わっているので、病原性も伝達性もあります。だから、それは無視できないことだと思います。

○木村 いま、議論が二つあったと思うんですが、ひとつは国内への感染経路、もうひとつは国内での循環経路です。入ってきたもの、これは私も思っていますけど、間違いなくオランダ産の粉末油脂だと。なぜそれじゃその粉末油脂を使った代用乳製品による感染が日本中でもっと多く起こらなかったか。これは油脂を扱っている業者の方、今日、出席登録されたけど、いますかね。私も飼料会社にいて油脂を扱っていましたけれども、その油脂というものは、保温しながら静置すると、不溶性の不純物が濃縮沈殿し、極めてタンパク質の多いところとそうでないところができます。このようにタンパク質の偏りが、同じロット内でも起こるのです。

粉末油脂をつくる状況から言いますと、粉末化されてしまった製品の不溶性不純物はチェックのしようがないわけです。もともと、家畜用のものですから、脂肪とタンパク質を成分として価値の基準に売るわけですから、粉末油脂に微量のタンパク質が混じることは良くないという思想がない。このようにして粉末油脂には原料油脂中のタンパク質が特定のロットだけに集中的に濃縮されることがあります。

次に代用乳の製造でもそうです。ある日の、あるロットの、ある袋だけが濃縮されているということが起ります。ですから、あそこの代用乳製品が全部悪いんじゃないんです。全部でBSEが起るんじゃないんです。そういう意味では、例えば、あの代用乳製品を取つておいたから、例えば、たまたま農家に残っていたから、プリオンの分析精度を上げる研究用ためのサンプルとして譲ってくれませんかと言っても、それは低いものであることのほう

が多いわけです。このように代用乳が汚染されていたという証拠をつかむことは極めて難しいのです。

油脂を扱っている人は、よく分かるんです。タンクの底の最後のヘドロになつたら、飼料の世界ですから、タンパクもカロリーも両方を含むものを廃棄して燃やすなんて考えません。スターに原料として入れるとか、粉末油脂の材料に使うとか、資源を有効に利用することが産業、飼料業界の美德、常識ですから。

ですから、そういう問題は起こり得たということです。起こり得たと言っているのであって、原因はそれ以外にはないと言っているわけではなくて、また補償問題とか、誰の責任問題とかそういうことを言っているのではないんです。原因としては、それ以外に考えられないと私は思っています。

それから、国内のBSE発生が集中的に起こり、それが一休みして、次に起こったというのは、これはやっぱり、私は国内のウシ由来資源のリサイクルによるものじゃないかと思っています。それもやっぱり、経路は代用乳の可能性が強いと思います。あるいはスターも強いと思います。いずれも子牛のときですね。発表されたBSE確認牛の子牛時代の摂取代用乳、人工乳のリストを見ても、今度は特定のメーカーではなく数社に広がっています。ということは、BSE関連で飼料の規制がまだ行われていないときで、肉骨粉や油脂の危険については何も認識していないかった時だったということです。国内の牛脂が普通に使われ、油脂タンクを掃除したら、ヘドロがあつたらどうしたでしょうか。捨てたり燃やしたりしません。高タンパク、高脂肪が必要な飼料に混ぜます、というようなことが普通に行われていたのです。

それもまた特定のロットに濃縮されてるということです。BSE発生牛が1頭だけいたら、原因物質が千頭分の代用乳に薄まるんじゃないのです。今日のロットの中に1頭分がいたとすると、その濃縮された原因物質が特定製品に入るということです。その屠場の処理頭数やレンダリング製品や飼料製造のバッチのサイズによります。また代用乳あるいは粉末油脂の製法上ではタンクを攪拌しながら油脂を吹

き付けているのと、攪拌しないで脂を吹き付けているのと、また違います。ですから、そういうところはきっちり検証しないといけない。

それからオランダの調査データはありますかということですが、これはあります。私もBSE疫学調査委員会のメンバーに入っていたので情報は得ております。農水省関係の方がオランダ現地へチェックに行かれ報告書が出されました。そのオランダ産の油脂は食品用のものであり問題なかったということでした。しかし後に修正されましたね、飼料用の油脂であったと。

○瀬野 そうなってきて。工場、二つ、別にあったんですよ。

○木村 そうです。それで。

○瀬野 家畜用の工場から出たんです。

○木村 そうです。食品用のものではなかったということで、これで極めて、この脂は危険であると感じているという現地からのファックスによるデーリーリポートはあるようでした。私はこれは厚労省の薬害エイズと同じだと思いました。薬害エイズを裏付ける書類が当時の厚生省にあるはずなんだけど、出て来なかつた。ところが政権が変わって新厚生大臣が官僚に提出を命じたら昔のその書類が出てきて大臣が薬害エイズを認めてわびました。

私が思っているのは、やっぱり、国際問題とか、外交上の問題とか、政治判断ですかとか、いろいろなことがあります。そういうものは通常、報道されません。だから、そういうことが起こり得るんで、まるで小説みたいですが、報道されることはあります。いろいろなことで行政がオープンにしたくない判断がされること、いっぱいあるんじゃないかなと思います。

○瀬野 それから、もう一つだけ、こういうかたちで、実際に飼料の精度とか、脂の論争も農水で最初になりました。農水は脂の規制というのは、EUにあるとは知りませんと。そういう論争からやりました。

だけど、最初に、コンタミネーションと言われたときに、全部の家畜から動物性タンパクを除きました。ウシの中から動物性タンパクを除いたの

は1990年です。いわゆるペットフードに移行したという。ネコがかかったという話は1990年ですね。そのときから、全部、規制しました。それで、いろいろなタンパク質を除去するという根拠は、要するにウシからウシへ伝達する病気は、知らない病気もまだたくさんあるということですね。そこが非常に重要なことです。

それから、いま現在の鳥、ブタとウシとが、分けられていても、ほこりが飛ぶんですから完全だとは言えませんよ。だから、全面的に禁止したことが、この効果を上げたのかもしれないということですね。

○吉川 そういう意味では。そう思います。

○瀬野 それは分離したから、鳥、ブタに再開しようと思っているのは、これは吉川先生、それは危険が増します。アメリカはそこまで全然やっていませんからね。

○木村 危険の問題は二つあって、ひとつは食の安全確保の問題、もうひとつは牛の感染防護の問題です。

食の方から言うと、食品に対しての危険性は非定型BSEは別として、いまのBSEの対策から言うと、この規制で食の安全性確保は完全にクリアできています。

牛の感染防護については、先ほど吉川先生も言っていますし、私の立場からもそうなんですが、日本のウシが外国からのBSE感染源によって新たにBSEが広まることへの防護と、それと国内非定型BSE発生時の拡大防護ですね。いわゆる100万頭に1頭と言われる突発性のBSEが、今回でも36頭のうちには2頭いたわけでしょう。もう1頭は分からぬということなので、わが国では8%が予測していなかったBSEですね。8%の確率で出たものが、伝染性が非常に強いなら、イタリアでは肉にも感染の可能性があったということですから、そういうものが起こることを予測して手を打つことが大事です。飼料への、そして人へのリサイクルをどうやって抑えるかということは、やはり、防護線を張っておかなければいけないといけない。人の安全だけではなくて、農水省は畜産人として人が飼っているウシをBSEにしない

ように、どこに予防線を張るんですかというところまでしないといけない。

吉川先生もさっきおっしゃっていたのは、それだと思います。ウシを守るという単に精神論じゃないんです。食のリサイクルの、食のフードチェーンの中での、ウシを病気にしないという、もう少し広い人の食だけでなくところで抑えるということも考えておかないと、国内リサイクルでまた起こるという可能性もあります。そこまで考えておく必要があります。

食の安全性確保をどうするんだと言ったときに、農水省から畜産を通じた食の安全性確保の問題部分はここなのだという指摘は、やはり必要ではないかと思います。

○司会 はい、どうぞ。

○小泉浩（猿払町酪農家） ちょっと関連で、専門家ではないので、簡単に聞きたいんですけども。やはり、原因究明と言っていた話が、いつの間にかまたくなくなってしまって、いまだに現場にも原因が何だったんだという正式なコメントが来ていなし。それが一番困っていることで。リスク評価、リスク管理というお話はいろいろ聞いて分かったんですが、やはり、生産者としても、消費者としても、自分の身は自分で守るという意識は絶対ありますから、リスク管理は自分でもしなければいけないんですよ。

だったら、今回のBSEの問題はI群、II群があって、I群はこういう原因でした。II群はこういう原因でしたということを、どこかで発表しないと終わらないというのは僕も同感です。これについて、木村先生、どう思いますか。

○木村 報告書を書いたのは何年だったですかね。平成19年ですから、もう6年前になりましたね。最終報告書に、私の報告書は保温静置時の牛脂の不溶性不純物の写真を入れて、牛脂というものは、こういう危険性があるんですよということを示したつもりです。だから、油脂の管理は濃度でやつても駄目ですよ、ヘドロを燃やすという規制をつくるか、あるいはそうでないんだったら、脂を沈殿させないように、温めて循環させればいいんですよね。そ

すれば薄まって、何 ppm 以下ですから、リスクは薄まるということなんですね。

そういうことから、業界の実態を分かっている人が、そういう規制をきちんと立案制定しないといけない。先ほど言いましたように、脂の危険性、脂の性質を一番知っているのは業界の人です。

例えば、動物性油脂（チキンオイル）の濃度のチェックで違反が摘発されたという事例がありました。飼料用ニワトリの脂の不溶性不純物が多くたら何で悪いんだということですけれども、数値基準の規制ですから仕様がないですね。それで引っ掛けた。なぜですかといえば、それは静置しといたからです。あるいは沈殿したところを検査サンプルとして採ったからです。サンプリングの前にかき混ぜるのを忘れたからですと、こういうことですね。

だから濃度で規制するというのはこういうことになります。客観的な規制数字としては濃度を出さないといけないんですが、危険を除去する肝心のところは、ここなんですよということもしないといけない。もしも BSE の感染因子が含まれた場合、それが濃縮しないように、常にタンクを温めて、攪拌機をつけなさいとか、月に1回、ヘドロは取り出して燃やしなさいとかというふうにしていけばいいんです。

業界人だったら分かるはずなので、そういう提案はすぐにできます。ですから、規制のつくり方も、大学の先生と国の人だけではなくて、民間の実際に分かっている人の知恵も入れて、民間の方が自分で規制をつくったのを、学問的に裏付けして、法にしていくとかいうやり方を考えたらいいんじゃないかなと、そんなことを思っています。EU の飼料安全性確保はそのようにやっています。

○司会 ちょっと私も質問したいんですけども。要するに、いま、仮にまた BSE が1頭出たら、また11年間、時間がかかるわけですね。

現在、感染源と原因がまだはつきりしていません。いまの方の質問の中で、分かっていて言わないのか、本当に分からなかったのかを教えてほしいというのが、最初の私の質問です。

もう一つは、飼料、いま取りあえず、曲がりなり

にも11年間、コントロールされているわけなんですね。ところが今回変えると聞いています。そうなったときに、本当に大丈夫なのかと質問したいです。

私が最初の講演の中でちょっとお話ししたように、検査月齢を48カ月齢にすることについては、私はいいのかなという気がするんです。しかし、もし他の畜種の飼料のそこを混じったときに、飼料に関する制限を解いても本当に大丈夫なのかと心配になります。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○木村 まず、非定型のものが日本国内で突発して、感染性の強いものであれば、牛への感染はガードはできませんね。いまのルールでいきますと、飼料の中に入ってきます。

○司会 (現在のルールの中では) いまは取りあえず、コントロールされていますよね。

○木村 されていますけれども、今度は油脂をこうしていきましょうというふうに油脂の規制緩和が始まっていますね。

○司会 そうですね。

○木村 油脂葉規制を緩めて飼料に使用の方向、そしていまのところは牛の肉骨粉は使わないことになっています。肥料にもまだですよね。

○司会 全部、焼いています。

○木村 肥料にもまだです。牛の肉骨粉は全量焼いているために、肉骨粉へのレンダリング処理上から言うと、キロ当たり35円の助成金をつけて処理しているんです。また焼却処理にキロ26円の助成金が出ています。約60億円で肉骨品を製造し燃やしているわけです。

僕はセメント工場へ行って、3万円で処理しているところを見てきました。肉骨粉の焼却処理でセメントができるからと、これはおいしい仕事ですと言っています。そういうふうに税金を使っているわけです。

もし、肉骨粉を肥料に、また飼料に使うとしたら、どこが安全上ガードすべきところなんですかということは、やはり、業界の分かっている人たちの考えも反映できるようなことでいいないと、安全確保が穴ぼこだらけになります。BSE を抑えるポイントは